全教事務職員部ニュース

2015年12月24日 NO.39

発行:全日本教職員組合 事務職員部
〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3階
TEL 03-5211-0123 FAX 03-5211-0124

全国代表者会議が開催されました！

11月28日に全国教育文化会館において、全国代表者会議が開催されました。

構成組織の2／3以上の各代表の参加を得て、常任委員会が提出した今年度後半の運動方針案などが採択されました。

この会議は、安倍政権が戦争法案強行採決など憲法を無視した暴走政治による大きな閉塞感の広がりに対し、大学生、子育てママ、パパなど若者やあらゆる階層の国民が行動に立ち上がり、結集が広がる中、また、大阪府・市W首長選挙ではさらに閉塞感を増幅させた「橋下維新の会」が改革者を装い勝利するという残念な結果になりましたが、「維新政治は退場を！」という新たな一点共同のとりくみがすすむという状況の下、開催されました。討論では、来年1月から施行されるマイナンバー制度の導入状況や香川県教委や高知県教委の事前収集について、情報共有や各都道府県の状況を交流しました。個人情報の保全という面でも不十分さを残しているマイナンバーの利用、保持についての不安が多く出されました。その後、各都道府県教組独自の組合員拡大のとりくみについて、各組織のとりくみや課題などが報告されました。東京都では十数年前から行われている一般行政職として採用を一元化していくことが、広がってきておりそのことが、若手事務職員の組合加入の障害になっていることや若手同士がＳＮＳ等を利用する中で、積極的に活動している状況が報告されました。

そのほか全国各地から、それぞれの賃金確定闘争の経過や要求実現運動のとりくみについての報告・発言がありました。臨時国会を開かない安倍政権の傲慢な政治手法の影響で、国家公務員の給与改正が確定しないと、地方公務員の給与条例改正ができない状態です。早期に給与改正を行うように、各自治体へ求めていく必要があります。

文部科学省交渉を行いました！

２０１５年１１月２７日に文部科学省に対して、「教育費無償実現・学校事務職員の定数・待遇改善等に関する要請書」を提出し、各都府道県の代表や常任委員など１５名の参加し、同省において交渉を行いました。

就学援助費の国庫負担復活と制度の改善、教育費無償化、学校事務職員定数の抜本的改善等をはじめとする２３項目にわたる要請を行い、下記重点項目について回答を得ました。

【公教育無償化に関する項目】

１　国際人権規約の社会権規約第１３条２項（ｂ）（ｃ）中・高等教育への「無償教育の漸進的導入」の規定の留保撤回にふさわしい施策の実施を行うこと。高校の授業料の不徴収に関して、所得による制限を求めないこと。

回答　限られた予算ではあるが、奨学給付金の充実など、低所得によって教育を受ける機会を失う生徒を少しでも減らそうというとりくみを行っており、無償教育の漸進的導入の趣旨に則っている。昨年度、公立、私立ともに経済的理由での退学者は減った。また、来年度の概算要求でも奨学給付金の増額を要求している。

２　ゆきとどいた教育が保障されるよう小・中学校の教育予算を大幅に増額するようにすること。さらに国際人権Ａ規約第１３条２項（ａ）にあるように学校給食費、教材費、通学費等について無償にすること。

回答　給食費について、学校給食法に規定されており、施設費や人件費は学校設置者負担、食材費については保護者が負担となっている。生活に困窮している保護者に対しては生活保護による教育扶助が行われ、給食費の負担が軽くなるよう農水省では学校給食用食材への補助金を整備している。

教材費について、文科省は教材整備の指針を示している。この整備指針をもとに整備計画を策定し、２０１２年から２０２１年度まで年８００億、１０年で８０００億円の地方交付税措置が取られている。教育委員会がその予算を計上していただくことを期待し、市町村担当へ説明をしている。通学費については各地域の実情に応じて、スクールバスを運行している市町村や、通学費を補助している自治体へは補助を行っている。

３　就学奨励費の国庫負担を復活し、全国どこの自治体でも財政力に差がなく、均等な給付が受けられるよう措置すること。また、小学校６年時に就学援助認定者に対して、中学校入学準備金を小学校在学中に支給可能とすること。さらに高校生にも就学援助制度を創設すること。就学援助費の最低基準を設けること。そして、「子どもの貧困率」を押し下げる具体的な施策を行うこと。

回答　準要保護家庭に関する就学奨励費については三位一体の改革にて税源移譲をされており、就学奨励費だけ国庫負担を復活させるということは困難。また、中学校入学準備金の支給についても、各自治体の判断で、各地域の実情に応じて適切に運用されているものと考えている。高校生の就学援助制度については、奨学給付金が就学援助に代わるものと考えている。就学援助費の最低基準については、認定の基準や支給する品目など地域の実情に応じて、各市町村により実施されている就学援助制度には馴染まないものと考えている。貧困率については、貧困の連鎖を生まないよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの教育相談関係や、地域未来塾のような中高生への無料の塾を運営している自治体に対して、補助している。

【定数・待遇・賃金・手当等に関する項目】

４　小･中学校、高等学校、障害児学校の事務職員定数を抜本的に改善すること。大規模加配基準を見直し、要準加配基準の２５％条項を撤廃すること。当面、大規模加配・就学援助加配を全ての学校に適用すること。あわせて、障害児学校の設置基準を明確化すること。

回答　概算要求では、学校マネジメント機能の強化で、３００人の増員要求をしている。予算折衝中であるが、少子化で機械的に削減するよう要求されている。学校の困難さをしっかり主張していきたい。障害児学校については、多様な施設設備が必要なことから、各学校の状況に応じた柔軟な対応が可能なように、設置基準を設けていない。

９　教育活動に支障が生ずるような標準定数法を下回る配置とならないよう各自治体に「指導・助言」すること。高知県における定数枠の臨時的任用事務職員の空白期間が８月１日～１４日となっているので、直ちに短縮するよう指導すること。

回答　標準定数法の標準とは、法律上は標準という意味合いだが、国としては置くべき数と考えている。毎年、意見交換の場で未充足の自治体には指導している。今後も促していきたい。空白期間の件については、様々な会議や管理主事との情報交換をする中で指導していきたい。

【関連質問・要望】

高知

雇用の２週間の空白期間を設けることについて、県教委は自ら根拠はないと言っている。是正するように指導してほしい。

文科省担当

現状として承ったので、高知県教委と話をしてみたい。

東京

東京は要準加配に該当している学校でも事務職員１名、大規模学校でも、単学級の学校でも１名配置となっている。また、東京の共同実施は、７校の学校分の事務を４名で行い、臨時事務職員を各校１名配置するやり方で問題がある。

部長

標準定数とは置かなければいけない数ということなので、ぜひ各自治体に指導してもらいたい。また、学校事務全体の定数改善をお願いしたい。

常任委員

就学支援金導入３年後に見直すのか？マイナンバー制度でどう変わるのか？

文科省担当

３年後は実態を検証しながら、見直すことになっている。マイナンバー制度に向けては、保護者が収入状況等を学校に教えなくて良くなり、学校も機密情報を保持する必要がないシステムの整備を進めている。

2015 全国学校事務研究集会奈良集会が開催されました！

2015 年度全国学校事務研究集会奈良集会を 8 月 1 日～3 日に奈良県奈良市で開催しました。全国から 246 名の参加者が集い、大変暑い状況下、懸命に運営にあたっていただいた奈良県の皆さんのご尽力により、大変熱い論議で盛り上がり、大会を成功させることができました。また、奈良県からは未組合員の方や OB の方も参加していただき、今後の発展につながることが期待できます。

来年度は 7/31～8/1 に北陸・中部・東海ブロックの愛知県で開催されます。各組織とも未組合員にも意識的に声をかけ、誘いあって多くの参加者で集会を盛り上げましょう。また、青年層の参加も増えてきています。集会の内容の濃さ・充実度をアピールし、積極的に参加を訴えましょう。